

資料 1. 3 特別管理産業廃棄物の種類

産業廃棄物の種類	施設	基準 (・の数値は、検液 1 ℓ に含まれる物質量の基準値 (mg) で、これを超えるものが特別管理産業廃棄物となる)
廃油 令第 2 条の 4 第 1 号		○産業廃棄物である揮発油類、灯油類、軽油類
廃酸 令第 2 条の 4 第 2 号		○pH が 2.0 以下のもの
廃アルカリ 令第 2 条の 4 第 3 号		○pH が 12.5 以上のもの
感染性産業廃棄物 令第 2 条の 4 第 4 号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院 ・ 診療所 ・ 衛生検査所 ・ 介護老人保健施設 ・ 助産所 ・ 国又は地方公共団体の試験研究機関 (医学、歯学、薬学、獣医学に係るもの) ・ 大学及びその付属試験研究機関 (医学、歯学、薬学、獣医学に係るもの) ・ 学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所 (医学、歯学、薬学、獣医学に係るもの) 	○感染性廃棄物 (感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物) であって、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、又は第 2 条第 7 号若しくは第 13 号に掲げる廃棄物 (事業活動に伴って生じたもの)
廃 PCB 等 令第 2 条の 4 第 5 号イ		○廃 PCB 及び PCB を含む廃油
PCB 汚染物 令第 2 条の 4 第 5 号ロ		<ul style="list-style-type: none"> ○紙くず (事業活動等発生物に限る) のうち、PCB が塗布され、又は染み込んだもの ○木くず (事業活動等発生物に限る) のうち、PCB が染み込んだもの ○繊維くず (事業活動等発生物に限る) のうち、PCB が染み込んだもの ○廃プラスチック類 (事業活動等発生物に限る) のうち、PCB が付着し、又は封入されたもの ○金属くず (事業活動等発生物に限る) のうち、PCB が付着し、又は封入されたもの ○陶磁器くず (事業活動等発生物に限る) のうち、PCB が付着したもの
PCB 処理物 令第 2 条の 4 第 5 号ハ		<ul style="list-style-type: none"> ○廃 PCB 等又は PCB 汚染物を処分するために処理したもの 廃油の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 0.5 (試料 1 kg 中の値) 廃酸又は廃アルカリの場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 0.03 (試料 1 ℓ 中の値) 廃プラスチック類又は金属くずの場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ PCB が付着している又は封入されていること 陶磁器くずの場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ PCB が付着していること 上記以外の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 0.003
指定下水汚泥 令第 2 条の 4 第 5 号ニ		<ul style="list-style-type: none"> ・ アルキル水銀化合物 検出 ・ 水銀又はその化合物 0.005 ・ カドミウム又はその化合物 0.3

産業廃棄物の種類	施設	基準
		<ul style="list-style-type: none"> ・鉛又はその化合物 0.3 ・有機燐化合物 1 ・六価クロム化合物 1.5 ・砒素又はその化合物 0.3 ・シアン化合物 1 ・PCB 0.003 ・トリクロロエチレン 0.3 ・テトラクロロエチレン 0.1 ・ジクロロメタン 0.2 ・四塩化炭素 0.02 ・1,2-ジクロロエタン 0.04 ・1,1-ジクロロエチレン 0.2 ・シス-1,2-ジクロロエチレン 0.4 ・1,1,1-トリクロロエタン 3 ・1,1,2-トリクロロエタン 0.06 ・1,3-ジクロロプロペン 0.02 ・チウラム 0.06 ・シマジン 0.03 ・チオベンカルブ 0.2 ・ベンゼン 0.1 ・セレン又はその化合物 0.3
処分するために処理したもの (廃酸又は廃アルカリの場合)		<ul style="list-style-type: none"> ・アルキル水銀化合物 検出 ・水銀又はその化合物 0.05 ・カドミウム又はその化合物 1 ・鉛又はその化合物 1 ・有機燐化合物 1 ・六価クロム化合物 5 ・砒素又はその化合物 1 ・シアン化合物 1 ・PCB 0.03 ・トリクロロエチレン 3 ・テトラクロロエチレン 1 ・ジクロロメタン 2 ・四塩化炭素 0.2 ・1,2-ジクロロエタン 0.4 ・1,1-ジクロロエチレン 2 ・シス-1,2-ジクロロエチレン 4 ・1,1,1-トリクロロエタン 30 ・1,1,2-トリクロロエタン 0.6 ・1,3-ジクロロプロペン 0.2 ・チウラム 0.6 ・シマジン 0.3 ・チオベンカルブ 2 ・ベンゼン 1 ・セレン又はその化合物 1
処分するために処理したもの (廃酸又は廃アルカリ以外の場合)		<ul style="list-style-type: none"> ・アルキル水銀化合物 検出 ・水銀又はその化合物 0.005 ・カドミウム又はその化合物 0.3 ・鉛又はその化合物 0.3 ・有機燐化合物 1 ・六価クロム化合物 1.5 ・砒素又はその化合物 0.3 ・シアン化合物 1 ・PCB 0.003 ・トリクロロエチレン 0.3 ・テトラクロロエチレン 0.1

産業廃棄物の種類	施設	基準
		<ul style="list-style-type: none"> ・ジクロロメタン 0.2 ・四塩化炭素 0.02 ・1,2-ジクロロエタン 0.04 ・1,1-ジクロロエチレン 0.2 ・シス-1,2-ジクロロエチレン 0.4 ・1,1,1-トリクロロエタン 3 ・1,1,2-トリクロロエタン 0.06 ・1,3-ジクロロプロペン 0.02 ・チウラム 0.06 ・シマジン 0.03 ・チオベンカルブ 0.2 ・ベンゼン 0.1 ・セレン又はその化合物 0.3
鉱さい 令第2条の4第5号ホ		<ul style="list-style-type: none"> ・アルキル水銀化合物 検出 ・水銀又はその化合物 0.005 ・カドミウム又はその化合物 0.3 ・鉛又はその化合物 0.3 ・六価クロム化合物 1.5 ・砒素又はその化合物 0.3 ・セレン又はその化合物 0.3
処分するために処理したもの (廃酸又は廃アルカリの場合)		<ul style="list-style-type: none"> ・アルキル水銀化合物 検出 ・水銀又はその化合物 0.05 ・カドミウム又はその化合物 1 ・鉛又はその化合物 1 ・六価クロム化合物 5 ・砒素又はその化合物 1 ・セレン又はその化合物 1
処分するために処理したもの (廃酸又は廃アルカリ以外の場合)		<ul style="list-style-type: none"> ・アルキル水銀化合物 検出 ・水銀又はその化合物 0.005 ・カドミウム又はその化合物 0.3 ・鉛又はその化合物 0.3 ・六価クロム化合物 1.5 ・砒素又はその化合物 0.3 ・セレン又はその化合物 0.3
廃石綿等 令第2条の4第5号へ 飛散するおそれがあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿建材除去事業 ・特定粉じん発生施設 ・輸入されたもの 	<ul style="list-style-type: none"> ○吹き付け石綿 ○建築材料であって石綿を含む次のもの <ul style="list-style-type: none"> ・石綿保温材 ・けいそう土保温材 ・パーライト保温材 ・接触、気流、振動等により石綿が飛散するおそれのある保温材 ○石綿建材除去事業用具類 ○特定粉じん発生施設で集じん施設により集められたもの ○特定粉じん発生施設で使用された用具類 ○集じん施設により、集められた石綿（輸入されたものに限る） ○廃棄された防じんマスク等石綿が付着しているおそれのある用具、器具（輸入されたものに限る）
ばいじん 令第2条の4第5号ト (水銀又はその化合物)	[大防法令別表第1] <ul style="list-style-type: none"> ・03 金属精錬ばい焼炉等 ・05 金属精製溶解炉等 ・10 無機化学工業品反応炉等 ・11 乾燥炉 	<ul style="list-style-type: none"> ・アルキル水銀化合物 検出 ・水銀又はその化合物 0.005

産業廃棄物の種類	施 設	基 準
処分するために処理したもの	(廃酸、廃アルカリの場合)	・アルキル水銀化合物 検出 ・水銀又はその化合物 0.05
	(廃酸、廃アルカリ以外の場合)	・アルキル水銀化合物 検出 ・水銀又はその化合物 0.005
ばいじん 令第2条の4第5号チ (カドミウム又はその化合物)	[大防法令別表第1] ・03 金属精錬ばい焼炉等 ・05 金属精製溶解炉等 ・09 窯業製品焼成炉等 ・10 無機化学工業品反応炉等 ・11 乾燥炉 ・12 製銑電気炉等 ・14 銅ばい焼炉等 ・15 カドミウム系顔料乾燥施設等 ・21 燐反応施設等 ・23 トリポリ燐酸ナトリウム反応施設等	・カドミウム又はその化合物 0.3
燃え殻 (カドミウム又はその化合物)	・廃プラスチック類焼却施設	
処分するために処理したもの	(廃酸、廃アルカリの場合)	・カドミウム又はその化合物 1
	(廃酸、廃アルカリ以外の場合)	・カドミウム又はその化合物 0.3
ばいじん 令第2条の4第5号リ (鉛又はその化合物)	[大防法令別表第1] ・05 金属精製溶解炉等 ・09 窯業製品焼成炉等 ・10 無機化学工業品反応炉等 ・11 乾燥炉 ・12 製銑電気炉等 ・14 銅ばい焼炉等 ・24 鉛精錬溶解炉等 ・25 鉛蓄電池溶解炉等 ・26 鉛系顔料溶解炉等	・鉛又はその化合物 0.3
燃え殻 (鉛又はその化合物)	・廃プラスチック類焼却施設	
処分するために処理したもの	(廃酸、廃アルカリの場合)	・鉛又はその化合物 1
	(廃酸、廃アルカリ以外の場合)	・鉛又はその化合物 0.3
ばいじん 令第2条の4第5号ヌ (六価クロム化合物)	[大防法令別表第1] ・03 金属精錬ばい焼炉等 ・10 無機化学工業品反応炉等 ・11 乾燥炉 ・12 製銑電気炉等	・六価クロム化合物 1.5
燃え殻 (六価クロム化合物)	・廃プラスチック類焼却施設 ・産業廃棄物焼却施設	
処分するために処理したもの	(廃酸、廃アルカリの場合)	・六価クロム化合物 5
	(廃酸、廃アルカリ以外の場合)	・六価クロム化合物 1.5
ばいじん 令第2条の4第5号ル (砒素又はその化合物)	[大防法令別表第1] ・03 金属精錬ばい焼炉等 ・09 窯業製品焼成炉等 ・10 無機化学工業品反応炉等 ・11 乾燥炉 ・14 銅ばい焼炉等 ・24 鉛精錬溶解炉等	・砒素又はその化合物 0.3
燃え殻 (砒素又はその化合物)	・産業廃棄物焼却施設	
処分するために処理したもの	(廃酸、廃アルカリの場合)	・砒素又はその化合物 1
	(廃酸、廃アルカリ以外の場合)	・砒素又はその化合物 0.3
ばいじん 令第2条の4第5号ヲ (セレン又はその化合物)	[大防法令別表第1] ・03 金属精錬ばい焼炉等 ・04 金属精錬溶銑炉等 ・05 金属精製溶解炉等 ・09 窯業製品焼成炉等 ・10 無機化学工業品反応炉等 ・11 乾燥炉 ・12 製銑電気炉等 ・14 銅ばい焼炉等 ・15 カドミウム系顔料乾燥施設等	・セレン又はその化合物 0.3

産業廃棄物の種類	施設	基準
燃え殻 (セレン又はその化合物)	・廃プラスチック類焼却施設	
処分するために処理したもの	(廃酸、廃アルカリの場合) (廃酸、廃アルカリ以外の場合)	・セレン又はその化合物 1 ・セレン又はその化合物 0.3
ばいじん 令第2条の4第5号ワ (ダイオキシン類を含むもの)	・製鋼(鑄鋼を除く)電気炉(変圧器の定格容量1,000kVA以上のもの)・アルミニウム合金製造焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉(焙焼炉及び乾燥炉は原料処理能力0.5t/h以上のもの、溶解炉は容量1t以上のもの)	ダイオキシン類 3 ng-TEQ/g
燃え殻(ダイオキシン類を含むもの)	廃棄物焼却炉(火床面積が0.5㎡以上又は焼却能力が50kg/h以上のもの)	ダイオキシン類 3 ng-TEQ/g
処分するために処理したもの		ダイオキシン類 3 ng-TEQ/g
廃油 令第2条の4第5号カ (トリクロロエチレン)	[水濁法令別表1] ・19ト 紡績業等染色施設 ・19チ 紡績業等薬液浸透施設 ・23の2 新聞業、出版業、印刷業、製版業現像洗浄施設等 ・41ロ 香料製造業抽出施設 ・47ニ 医薬品製造業混合施設 ・50 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬製造業試薬製造施設 ・51ホ 石油精製業潤滑油洗浄施設 ・66 電気めっき施設 ・67 洗濯業洗浄施設 ・71の2イ 科学技術研究所等洗浄施設 ・71の5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設 ・トリクロロエチレンによる表面処理施設	○廃溶剤(トリクロロエチレンに限る)
処分するために処理したもの	(廃油の場合) (廃酸、廃アルカリの場合) (廃油、廃酸、廃アルカリ以外の場合)	○廃溶剤(トリクロロエチレンに限る) ・トリクロロエチレン 3 ・トリクロロエチレン 0.3
廃油 令第2条の4第5号ヨ (テトラクロロエチレン)	[水濁法令別表1] ・19ト 紡績業等染色施設 ・19チ 紡績業等薬液浸透施設 ・23の2 新聞業、出版業、印刷業、製版業現像洗浄施設等 ・41ロ 香料製造業抽出施設 ・47ニ 医療品製造業混合施設 ・50 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬製造業試薬製造施設 ・66 電気めっき施設 ・67 洗濯業洗浄施設 ・71の2イ 科学技術研究所等洗浄施設 ・71の5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設 ・テトラクロロエチレンによる表面処理施設	○廃溶剤(テトラクロロエチレンに限る)
処分するために処理したもの	(廃油の場合) (廃酸、廃アルカリの場合) (廃油、廃酸、廃アルカリ以外の場合)	○廃溶剤(テトラクロロエチレンに限る) ・テトラクロロエチレン 1 ・テトラクロロエチレン 0.1
廃油 令第2条の4第5号タ (ジクロロメタン)	[水濁法令別表1] ・21ハ 化学繊維製造業原料回収施設 ・23の2 新聞業、出版業、印刷業、製版業現像洗浄施設等 ・33ニ 合成樹脂製造業静置分離器 ・41ロ 香料製造業抽出施設 ・47ニ 医薬品製造業混合施設 ・50 第2条各号に掲げる物	○廃溶剤(ジクロロメタンに限る)